

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年7月31日

【会社名】 GMO TECHホールディングス株式会社（注）1

【英訳名】 GMO TECH Holdings, Inc.（注）1

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 CEO 鈴木 明人(注) 1

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区桜丘町26番1号（注）1

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 GMO TECH株式会社
財務部長CFO 大井 賢治
株式会社デザインワン・ジャパン
取締役経営管理本部長 田中 誠

【最寄りの連絡場所】 GMO TECH株式会社
東京都渋谷区桜丘町26番1号
株式会社デザインワン・ジャパン
東京都新宿区新宿二丁目16番6号

【電話番号】 GMO TECH株式会社
(03)5489 - 6370
株式会社デザインワン・ジャパン
(050)5536 - 1555

【事務連絡者氏名】 GMO TECH株式会社
財務部長CFO 大井 賢治
株式会社デザインワン・ジャパン
取締役経営管理本部長 田中 誠

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 普通株式

【届出の対象とした募集金額】 3,952,314,909円（注）2

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

（注）1 本有価証券届出書の訂正届出書提出日現在において、GMO TECHホールディングス株式会社（以下「共同持株会社」といいます。）は未設立であり、2025年10月1日の設立を予定しております。なお、代表者の役職氏名及び本店の所在の場所につきましては、現時点での予定を記載しております。

（注）2 本有価証券届出書の訂正届出書提出日において未確定であるため、GMO TECH株式会社（以下「GMO TECH」といいます。）及び株式会社デザインワン・ジャパン（以下「デザインワン」といいます。）の最終連結会計年度末（GMO TECHは2024年12月31日、デザインワンは2024年8月31日）現在における株主資本の額（簿価）を合算した金額を記載しております。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年7月14日付で提出した有価証券届出書の記載事項のうち、2025年7月30日に開催されたGMO TECHの臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会並びにデザインワンの臨時株主総会において株式移転計画が承認されたこと、2025年7月31日にGMO TECH及びデザインワンの臨時報告書が提出されたことに伴い、記載内容の一部に訂正すべき事項が生じたので、当該箇所を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。また、GMO TECHの臨時株主総会議事録及び普通株主による種類株主総会議事録並びにデザインワンの臨時株主総会議事録の写しを添付書類として追加いたします。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

第二部 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報

第1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要

1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの目的等

3 組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等

7 組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利

8 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する手続

第三部 企業情報

第1 企業の概況

2 沿革

第2 事業の状況

3 事業等のリスク

第五部 組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報

第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社又は株式交付子会社に関する事項

第六部 株式公開情報

第3 株主の状況

(添付書類の追加)

GMO TECHの臨時株主総会議事録及び普通株主による種類株主総会議事録の写し
デザインワンの臨時株主総会議事録の写し

3 【訂正箇所】

訂正箇所は、_____を付して表示しております。

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	1,328,651株 (注) 1、2、3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、共同持株会社における標準となる株式です。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。 (注) 4

(注) 1 普通株式は、2025年6月2日に開催された両社の取締役会の決議(株式移転計画の作成承認、株主総会への付議)、2025年7月30日に開催予定のGMO TECHの臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会の特別決議並びに2025年7月30日に開催予定のデザインワンの臨時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき行う株式移転(以下「本株式移転」といいます。)に伴い発行する予定です。

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	1,328,651株 (注) 1、2、3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、共同持株会社における標準となる株式です。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。 (注) 4

(注) 1 普通株式は、2025年6月2日に開催された両社の取締役会の決議(株式移転計画の作成承認、株主総会への付議)、2025年7月30日に開催されたGMO TECHの臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会の特別決議並びに2025年7月30日に開催されたデザインワンの臨時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき行う株式移転(以下「本株式移転」といいます。)に伴い発行する予定です。

第二部 【組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報】

第 1 【組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要】

1 【組織再編成、株式交付又は公開買付けの目的等】

(訂正前)

(1) 経営統合の目的及び理由

(略)

(2) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

提出会社の企業集団の概要

ア．提出会社の概要

(略)

イ．提出会社の企業集団の概要

共同持株会社設立後の、共同持株会社と両社の状況は以下のとおりです。

両社は、両社の株主総会による承認を得られることを前提として、2025年10月1日(予定)をもって、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる共同持株会社を設立することについて合意しております。

(後略)

(訂正後)

(1) 経営統合の目的及び理由

(略)

(2) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

提出会社の企業集団の概要

ア．提出会社の概要

(略)

イ．提出会社の企業集団の概要

共同持株会社設立後の、共同持株会社と両社の状況は以下のとおりです。

両社は、2025年10月1日(予定)をもって、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる共同持株会社を設立することについて合意し、両社の株主総会において承認可決されております。

(後略)

3 【組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等】

(訂正前)

(1) 組織再編成に係る契約の内容の概要

(前略)

本株式移転計画に基づき、GMO TECHの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株を、GMO TECHのA種類株式1株に対して共同持株会社のA種類株式1株を、デザインワンの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式0.015株を、それぞれ割当交付いたします。本株式移転計画においては、2025年7月30日に開催される予定のGMO TECHの臨時株主総会及び2025年7月30日に開催される予定のデザインワンの臨時株主総会において、それぞれ本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしております。その他、本株式移転計画においては、共同持株会社の商号、本店の所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式上場、株主名簿管理人、剰余金の配当等につき規定されています(詳細につきましては、下記「(2) 株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。)。

(2) 株式移転計画の内容

(略)

(訂正後)

(1) 組織再編成に係る契約の内容の概要

(前略)

本株式移転計画に基づき、GMO TECHの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株を、GMO TECHのA種類株式1株に対して共同持株会社のA種類株式1株を、デザインワンの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式0.015株を、それぞれ割当交付いたします。本株式移転計画においては、2025年7月30日に開催されたGMO TECHの臨時株主総会及び2025年7月30日に開催されたデザインワンの臨時株主総会において、それぞれ本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関して承認可決されております。その他、本株式移転計画においては、共同持株会社の商号、本店の所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式上場、株主名簿管理人、剰余金の配当等につき規定されています(詳細につきましては、下記「(2) 株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。)。

(2) 株式移転計画の内容

(略)

7 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

(訂正前)

(1) 組織再編成対象会社の株式に関する取扱い

買取請求権の行使の方法について

GMO TECH

GMO TECHの普通株式の株主が、その有するGMO TECHの普通株式につき、GMO TECHに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2025年7月30日開催予定の臨時株主総会(本株式移転計画の承認議案が付議される種類株主総会を含みます。以下本(1)において同じ。)に先立って本株式移転に反対する旨をGMO TECHに対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、GMO TECHが、上記臨時株主総会の決議の日(2025年7月30日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

デザインワン

デザインワンの普通株式の株主が、その有するデザインワンの普通株式につき、デザインワンに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2025年7月30日開催予定の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をデザインワンに対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、デザインワンが、上記臨時株主総会の決議の日(2025年7月30日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

GMO TECH

GMO TECHの普通株式の株主による議決権の行使の方法としては、2025年7月30日開催予定の臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会に出席して議決権を行使する方法があります(なお、株主は、GMO TECHの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会に関する代理権を証明する書面を、GMO TECHに提出する必要があります。)。

郵送による議決権の行使は、上記臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会に関する招集通知に同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、GMO TECHに2025年7月29日午後7時までに到達するように返送することが必要となります。なお、議決権行使書面に各議案の賛否の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

株主は、複数の議決権を有する場合、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、法定の通知期限までに、GMO TECHに対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、GMO TECHは、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

デザインワン

デザインワンの普通株式の株主による議決権の行使の方法としては、2025年7月30日開催予定の臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります(なお、株主は、デザインワンの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該臨時株主総会に関する代理権を証明する書面を、デザインワンに提出する必要があります。)。

また、郵送によって議決権を行使する方法もあります。

郵送による議決権の行使は、上記臨時株主総会に関する招集通知に同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示し、デザインワンに2025年7月29日午後6時までに到着するように返送することが必要となります。なお、議決権行使書面に各議案の賛否の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

株主は、複数の議決権を有する場合、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、法定の通知期限までに、デザインワンに対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、デザインワンは、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

(後略)

(訂正後)

(1) 組織再編成対象会社の株式に関する取扱い

買取請求権の行使の方法について

GMO TECH

GMO TECHの普通株式の株主が、その有するGMO TECHの普通株式につき、GMO TECHに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2025年7月30日に開催された臨時株主総会(本株式移転計画の承認議案が付議される種類株主総会を含みます。以下本(1)において同じ。)に先立って本株式移転に反対する旨をGMO TECHに対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、GMO TECHが、上記臨時株主総会の決議の日(2025年7月30日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

デザインワン

デザインワンの普通株式の株主が、その有するデザインワンの普通株式につき、デザインワンに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2025年7月30日に開催された臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をデザインワンに対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、デザインワンが、上記臨時株主総会の決議の日(2025年7月30日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

GMOTECH

GMOTECHの普通株式の株主による議決権の行使の方法としては、2025年7月30日に開催された臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会に出席して議決権を行使する方法があります(なお、株主は、GMOTECHの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会に関する代理権を証明する書面を、GMOTECHに提出する必要があります。)

郵送による議決権の行使は、上記臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会に関する招集通知に同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、GMOTECHに2025年7月29日午後7時までに到達するように返送することが必要となります。なお、議決権行使書面に各議案の賛否の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

株主は、複数の議決権を有する場合、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、法定の通知期限までに、GMOTECHに対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、GMOTECHは、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

デザインワン

デザインワンの普通株式の株主による議決権の行使の方法としては、2025年7月30日に開催された臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります(なお、株主は、デザインワンの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該臨時株主総会に関する代理権を証明する書面を、デザインワンに提出する必要があります。)

また、郵送によって議決権を行使する方法もあります。

郵送による議決権の行使は、上記臨時株主総会に関する招集通知に同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示し、デザインワンに2025年7月29日午後6時までに到着するように返送することが必要となります。なお、議決権行使書面に各議案の賛否の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

株主は、複数の議決権を有する場合、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、法定の通知期限までに、デザインワンに対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、デザインワンは、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

(後略)

8 【組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する手続】

(訂正前)

(1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定めとの相当性に関する事項、GMOTECHにおいてはデザインワンの、デザインワンにおいてはGMOTECHの最終事業年度に係る計算書類等の内容、GMOTECHにおいてはデザインワンの、デザインワンにおいてはGMOTECHの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象(以下「重要な財産の処分等」といいます。)の内容、並びにGMOTECHにおいてはGMOTECHの、デザインワンにおいてはデザインワンの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等の内容を記載した書面を、GMOTECHの本店に2025年7月15日、デザインワンの本店に2025年7月15日よりそれぞれ備え置く予定です。

の書類は、2025年6月2日開催の両社の取締役会において承認された本株式移転計画です。の書類は、本株式移転に際して株式移転比率及びその株式移転比率の算定根拠並びに本株式移転計画において定める共同持株会社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。の書類は、GMO TECHの2024年12月期又はデザインワンの2024年8月期の計算書類等に関する書類です。の書類は、GMO TECHにおいてはデザインワンの2024年8月期の末日後に生じた重要な財産の処分等を、デザインワンにおいてはGMO TECHの2024年12月期の末日後に生じた重要な財産の処分等を説明した書類です。の書類は、GMO TECHにおいてはGMO TECHの2024年12月期の末日後に生じた重要な財産の処分等を、デザインワンにおいてはデザインワンの2024年8月期の末日後に生じた重要な財産の処分等を説明した書類です。

これらの書類は、両社のそれぞれの本店で閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日(2025年10月1日を予定)までの間に、上記 から に掲げる事項のいずれかに変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

(2) 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

本経営統合契約締結及び本株式移転計画承認取締役会(両社)	2025年6月2日(月)
臨時株主総会に係る基準日(両社)	2025年6月17日(火)
株式移転計画承認臨時株主総会(GMO TECH)	2025年7月30日(水)(予定)
株式移転計画承認臨時株主総会(デザインワン)	2025年7月30日(水)(予定)
東京証券取引所上場廃止日(両社)	2025年9月29日(月)(予定)
本株式移転効力発生日(共同持株会社設立登記日) 共同持株会社株式上場日	2025年10月1日(水)(予定)

(注) 上記は現時点での予定であり、本経営統合及び本株式移転の手続の進行上の必要性その他事由により必要な場合には、両社による協議の上、日程を変更することがあります。

(3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法 普通株式について

GMO TECH

GMO TECHの普通株式の株主が、その有するGMO TECHの普通株式につき、GMO TECHに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2025年7月30日開催予定の臨時株主総会(本株式移転計画の承認議案が付議される種類株主総会を含みます。以下本 において同じ。)に先立って本株式移転に反対する旨をGMO TECHに対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、GMO TECHが、上記臨時株主総会の決議の日(2025年7月30日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

デザインワン

デザインワンの普通株式の株主が、その有するデザインワンの普通株式につき、デザインワンに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2025年7月30日開催予定の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をデザインワンに対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、デザインワンが、上記臨時株主総会の決議の日(2025年7月30日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

A種種類株式について

GMO TECH

GMO TECHのA種類株式の株主が、その有するGMO TECHのA種類株式につき、GMO TECHに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2025年7月30日開催予定の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をGMO TECHに対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、GMO TECHが、上記臨時株主総会の決議の日(2025年7月30日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係るA種類株式の数を明らかにして行う必要があります。

(後略)

(訂正後)

(1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、GMO TECHにおいてはデザインワンの、デザインワンにおいてはGMO TECHの最終事業年度に係る計算書類等の内容、GMO TECHにおいてはデザインワンの、デザインワンにおいてはGMO TECHの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象（以下「重要な財産の処分等」といいます。）の内容、並びにGMO TECHにおいてはGMO TECHの、デザインワンにおいてはデザインワンの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等の内容を記載した書面を、GMO TECHの本店に2025年7月15日、デザインワンの本店に2025年7月15日よりそれぞれ備え置いております。

の書類は、2025年6月2日開催の両社の取締役会において承認された本株式移転計画です。の書類は、本株式移転に際して株式移転比率及びその株式移転比率の算定根拠並びに本株式移転計画において定める共同持株会社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。の書類は、GMO TECHの2024年12月期又はデザインワンの2024年8月期の計算書類等に関する書類です。の書類は、GMO TECHにおいてはデザインワンの2024年8月期の末日後に生じた重要な財産の処分等を、デザインワンにおいてはGMO TECHの2024年12月期の末日後に生じた重要な財産の処分等を説明した書類です。の書類は、GMO TECHにおいてはGMO TECHの2024年12月期の末日後に生じた重要な財産の処分等を、デザインワンにおいてはデザインワンの2024年8月期の末日後に生じた重要な財産の処分等を説明した書類です。

これらの書類は、両社のそれぞれの本店で閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日(2025年10月1日を予定)までの間に、上記からに掲げる事項のいずれかに変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

(2) 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

本経営統合契約締結及び本株式移転計画承認取締役会(両社)	2025年6月2日(月)
臨時株主総会に係る基準日(両社)	2025年6月17日(火)
株式移転計画承認臨時株主総会(GMO TECH)	2025年7月30日(水)
株式移転計画承認臨時株主総会(デザインワン)	2025年7月30日(水)
東京証券取引所上場廃止日(両社)	2025年9月29日(月)(予定)
本株式移転効力発生日(共同持株会社設立登記日) 共同持株会社株式上場日	2025年10月1日(水)(予定)

(注) 上記は現時点での予定であり、本経営統合及び本株式移転の手続の進行上の必要性その他事由により必要な場合には、両社による協議の上、日程を変更することがあります。

(3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法
普通株式について

GMO TECH

GMO TECHの普通株式の株主が、その有するGMO TECHの普通株式につき、GMO TECHに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2025年7月30日に開催された臨時株主総会（本株式移転計画の承認議案が付議される種類株主総会を含みます。以下本において同じ。）に先立って本株式移転に反対する旨をGMO TECHに対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、GMO TECHが、上記臨時株主総会の決議の日（2025年7月30日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

デザインワン

デザインワンの普通株式の株主が、その有するデザインワンの普通株式につき、デザインワンに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2025年7月30日に開催された臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をデザインワンに対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、デザインワンが、上記臨時株主総会の決議の日（2025年7月30日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

A種種類株式について

GMO TECH

GMO TECHのA種類株式の株主が、その有するGMO TECHのA種類株式につき、GMO TECHに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2025年7月30日に開催された臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をGMO TECHに対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、GMO TECHが、上記臨時株主総会の決議の日（2025年7月30日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係るA種類株式の数を明らかにして行う必要があります。

（後略）

第三部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

2 【沿革】

(訂正前)

2025年6月2日 両社は、両社の株主総会の承認を得られることを前提として、本株式移転により共同で共同持株会社を設立することについて決議し、本経営統合契約を締結し、本株式移転に係る株式移転計画書を共同作成いたしました。

2025年7月30日 GMO TECHは、臨時株主総会において、両社が共同で株式移転の方法により共同持株会社を設立し、両社がその完全子会社となることについて決議する予定です。

2025年7月30日 デザインワンは、その臨時株主総会において、両社が共同で株式移転の方法により共同持株会社を設立し、両社がその完全子会社となることについて決議する予定です。

2025年10月1日 両社が株式移転の方法により共同持株会社を設立する予定です。また、共同持株会社の普通株式を東京証券取引所グロース市場に上場する予定です。

なお、完全子会社となる両社の沿革につきましては、両社の有価証券報告書(GMO TECHについては2025年3月19日提出、デザインワンについては2024年11月28日提出)をご参照ください。

(訂正後)

2025年6月2日 両社は、両社の株主総会の承認を得られることを前提として、本株式移転により共同で共同持株会社を設立することについて決議し、本経営統合契約を締結し、本株式移転に係る株式移転計画書を共同作成いたしました。

2025年7月30日 GMO TECHは、臨時株主総会において、両社が共同で株式移転の方法により共同持株会社を設立し、両社がその完全子会社となることについて承認可決されました。

2025年7月30日 デザインワンは、その臨時株主総会において、両社が共同で株式移転の方法により共同持株会社を設立し、両社がその完全子会社となることについて承認可決されました。

2025年10月1日 両社が株式移転の方法により共同持株会社を設立する予定です。また、共同持株会社の普通株式を東京証券取引所グロース市場に上場する予定です。

なお、完全子会社となる両社の沿革につきましては、両社の有価証券報告書(GMO TECHについては2025年3月19日提出、デザインワンについては2024年11月28日提出)をご参照ください。

第2 【事業の状況】

3 【事業等のリスク】

(訂正前)

共同持株会社は本有価証券届出書提出日現在において設立されておりましたが、本株式移転に関連し、共同持株会社連結企業集団の経営統合に係るリスクとして、下記(1)のリスクが想定されます。さらに、共同持株会社は本株式移転により両社の完全親会社となるため、共同持株会社の設立後は本有価証券届出書提出日現在における両社の事業等のリスクが共同持株会社の事業等のリスクとなり得ることが想定されます。両社の事業等のリスクを踏まえた共同持株会社の事業等のリスクはそれぞれ下記(2)及び(3)のとおりです。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本有価証券届出書提出日現在において判断したものです。

(後略)

(訂正後)

共同持株会社は本有価証券届出書の訂正届出書提出日現在において設立されておりましたが、本株式移転に関連し、共同持株会社連結企業集団の経営統合に係るリスクとして、下記(1)のリスクが想定されます。さらに、共同持株会社は本株式移転により両社の完全親会社となるため、共同持株会社の設立後は本有価証券届出書の訂正届出書提出日現在における両社の事業等のリスクが共同持株会社の事業等のリスクとなり得ることが想定されます。両社の事業等のリスクを踏まえた共同持株会社の事業等のリスクはそれぞれ下記(2)及び(3)のとおりです。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本有価証券届出書の訂正届出書提出日現在において判断したものです。

(後略)

第五部 【組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報】

第 1 【継続開示会社たる組織再編成対象会社又は株式交付子会社に関する事項】

(訂正前)

(1) 【組織再編成対象会社又は株式交付子会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

(略)

【半期報告書】

(略)

【臨時報告書】

GMO TECH

の有価証券報告書の提出後、本有価証券届出書提出日(2025年7月14日)までに、以下の臨時報告書を提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年3月19日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書を2025年6月2日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2025年6月6日関東財務局長に提出。

デザインワン

の有価証券報告書の提出後、本有価証券届出書提出日(2025年7月14日)までに、以下の臨時報告書を提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2024年11月29日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書を2025年6月2日関東財務局長に提出。

(後略)

(訂正後)

(1) 【組織再編成対象会社又は株式交付子会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

(略)

【半期報告書】

(略)

【臨時報告書】

GMO TECH

の有価証券報告書の提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2025年7月31日)までに、以下の臨時報告書を提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年3月19日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書を2025年6月2日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2025年6月6日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年7月31日関東財務局長に提出。

デザインワン

の有価証券報告書の提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2025年7月31日)までに、以下の臨時報告書を提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2024年11月29日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書を2025年6月2日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年7月31日関東財務局長に提出。

(後略)

第六部 【株式公開情報】

第 3 【株主の状況】

(訂正前)

共同持株会社は新設会社であるため、本有価証券届出書提出日現在において株主はおりませんが、共同持株会社の完全子会社となる両社の株主の状況は以下のとおりです。

GMO TECH

(略)

デザインワン

2025年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
高畠 靖雄	東京都千代田区	4,040,000	27.34
株式会社ティーエーケー	東京都港区芝浦1丁目9-7	2,394,000	16.20
PC投資事業有限責任組合	東京都港区六本木1丁目6-1	1,431,700	9.69
高畠 昭雄	東京都品川区	999,500	6.76
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	890,600	6.03
田中 誠	神奈川県川崎市中原区	400,000	2.71
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6番21号	216,800	1.47
JPモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7-3	209,184	1.42
縣 弘子	東京都杉並区	184,900	1.25
伊東 健彦	静岡県浜松市中央区	150,000	1.02
計	—	10,916,684	73.88

(注) 2025年6月10日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、SBIキャピタル株式会社及びその共同保有者である株式会社SBI証券が2025年6月2日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、SBIキャピタル株式会社及び株式会社SBI証券については、デザインワンとして2025年2月28日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の内容は以下の通りであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
SBIキャピタル株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	1,431,700	9.42
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	256,400	1.69

(訂正後)

共同持株会社は新設会社であるため、本有価証券届出書の訂正届出書提出日現在において株主はおりませんが、共同持株会社の完全子会社となる両社の株主の状況は以下のとおりです。

GMO TECH

(略)

デザインワン

2025年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
高畠 靖雄	東京都千代田区	4,040,000	27.34
株式会社ティーエーケー	東京都港区芝浦1丁目9-7	2,394,000	16.20
PC投資事業有限責任組合	東京都港区六本木1丁目6-1	1,431,700	9.69
高畠 昭雄	東京都品川区	999,500	6.76
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	890,600	6.03
田中 誠	神奈川県川崎市中原区	400,000	2.71
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6番21号	216,800	1.47
JPモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7-3	209,184	1.42
縣 弘子	東京都杉並区	184,900	1.25
伊東 健彦	静岡県浜松市中央区	150,000	1.02
計	—	10,916,684	73.88

(注) 2025年6月13日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、SBIキャピタル株式会社及びその共同保有者である株式会社SBI証券が2025年6月6日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、SBIキャピタル株式会社及び株式会社SBI証券については、デザインワンとして2025年2月28日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の内容は以下の通りであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
SBIキャピタル株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	1,431,700	9.42
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	<u>164,800</u>	<u>1.08</u>